

特別支援学校小学部・中学部 新学習指導要領（2017〔平成29〕年4月告示）について

2017（平成29）年4月28日に特別支援学校小学部・中学部の新しい学習指導要領が告示されました（文部科学省告示第73号）。

なお、この改正の施行日は2020（平成32）年4月1日ですが、中学部については、2021（平成33）年3月31日までは従前の例によるものとし、2018（平成30）年4月1日から2021（平成33）年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の必要な特例については別に定めるものとされています。

● 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 新旧対照表（抜粋） ●

※文中の下線部は変更点を示す。なお、比較対照しやすくするため、旧学習指導要領については順序を入れ替えている箇所がある。

新（平成29年告示）	旧（平成21年告示，平成27年一部改正）
教育は、<u>教育基本法第1条に定めるとおり，人格の完成を目指し，平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと，同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。</u> <u>1 幅広い知識と教養を身に付け，真理を求める態度を養い，豊かな情操と道徳心を培うとともに，健やかな身体を養うこと。</u> <u>2 個人の価値を尊重して，その能力を伸ばし，創造性を培い，自主及び自律の精神を養うとともに，職業及び生活との関連を重視し，勤労を重んずる態度を養うこと。</u> <u>3 正義と責任，男女の平等，自他の敬愛と協力を重んずるとともに，公共の精神に基づき，主体的に社会の形成に参画し，その発展に寄与する態度を養うこと。</u> <u>4 生命を尊び，自然を大切にし，環境の保全に寄与する態度を養うこと。</u> <u>5 伝統と文化を尊重し，それらははぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに，他国を尊重し，国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</u> <u>これからの学校には，こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ，一人一人の児童又は生徒が，自分のよさや可能性を認識するとともに，あらゆる他者を価値のある存在として尊重し，多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え，豊かな人生を切り拓き，持続可能な社会の創り手となるこ</u>	

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
<u>とができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが，各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。</u> <u>教育課程を通して，これからの時代に求められる教育を実現していくためには，よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し，それぞれの学校において，必要な学習内容をどのように学び，どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら，社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという，社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。</u> <u>学習指導要領とは，こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは，公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また，各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね，長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら，児童又は生徒や地域の現状や課題を捉え，家庭や地域社会と協力して，学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。</u> <u>児童又は生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え，一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは，教職員をはじめとする学校関係者はもとより，家庭や地域の人々も含め，様々な立場から児童又は生徒や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼稚部における教育及び小学部における教育又は小学校教育の基礎の上に，中学部における教育又は中学校教育及び高等部における教育又は高等学校教育以降の生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら，児童又は生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して，ここに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を定める。</u>	

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
第1章 総則 第1節 教育目標 小学部及び中学部における教育については，学校教育法第72条に定める目的を実現するために，児童及び生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮して，次に掲げる目標の達成に努めなければならない。 1 小学部においては，学校教育法第30条第1項に規定する小学校教育の目標 2 中学部においては，学校教育法第46条に規定する中学校教育の目標 3 小学部及び中学部を通じ，児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識，技能，態度及び習慣を養うこと。 第2節 <u>小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割</u> 1 各学校においては，教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い，児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指し，<u>児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮して，適切な教育課程を編成するものとし，これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。</u> 2 学校の教育活動を進めるに当たっては，各学校において，<u>第4節の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して，創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で，次の（1）から（4）までに掲げる事項の実現を図り，児童又は生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。</u> （1）<u>基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力等を育むとともに，主体的に学習に取り組む態度を養い，個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。</u>その際，児童又は生徒の発達の段階を考慮して，児童又は生徒の言語活動など，<u>学習の基盤をつくる活動を充実するとともに</u>	第1章 総則 第1節 教育目標 小学部及び中学部における教育については，学校教育法第72条に定める目的を実現するために，児童及び生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して，次に掲げる目標の達成に努めなければならない。 1 小学部においては，学校教育法第30条第1項に規定する小学校教育の目標 2 中学部においては，学校教育法第46条に規定する中学校教育の目標 3 小学部及び中学部を通じ，児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識，技能，態度及び習慣を養うこと。 第2節 <u>教育課程の編成</u> 第1 <u>一般方針</u> 1 各学校においては，教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い，児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指し，<u>その障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を十分考慮して，適切な教育課程を編成するものとし，これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。</u> 学校の教育活動を進めるに当たっては，各学校において，<u>児童又は生徒に生きる力をはぐくむこと</u>を目指し，創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で，基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力<u>その他の能力をはぐくむとともに</u>，主体的に学習に取り組む態度を養い，個性を<u>生かす教育の充実に努めなければならない。</u>その際，児童又は生徒の発達の段階を考慮して，児童又は生徒の言語活動を充実するとともに，家庭との連携を図りながら，児童又は生徒の学習習慣が確立するよう<u>配慮しなければならない。</u>

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
に、家庭との連携を図りながら、児童又は生徒の学習習慣が確立するよう<u>配慮すること。</u> <u>(2) 道徳教育や体験活動，多様な表現や鑑賞の活動等を通して，豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。</u> 学校における道徳教育は，特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり，道徳科はもとより，各教科，外国語活動，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動のそれぞれの特質に応じて，児童又は生徒の発達の段階を考慮して，適切な指導を行うこと。 道徳教育は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，自己の生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。 道徳教育を進めるに当たっては，人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，豊かな心を持ち，伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛し，個性豊かな文化の創造を図るとともに，平和で民主的な国家及び社会の形成者として，公共の精神を尊び，社会及び国家の発展に努め，他国を尊重し，国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。 <u>(3) 学校における体育・健康に関する指導を，児童又は生徒の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより，健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。</u>特に，学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，小学部の	2 学校における道徳教育は，特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり，道徳科はもとより，各教科，外国語活動，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動のそれぞれの特質に応じて，児童又は生徒の発達の段階を考慮して，適切な指導を行わなければならない。 <u>小学部における道徳教育は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，自己の生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。</u> <u>中学部における道徳教育は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，人間としての生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。</u> 道徳教育を進めるに当たっては，人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，豊かな心を持ち，伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛し，個性豊かな文化の創造を図るとともに，平和で民主的な国家及び社会の形成者として，公共の精神を尊び，社会及び国家の発展に努め，他国を尊重し，国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。 3 学校における体育・健康に関する指導は，児童又は生徒の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に，学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，<u>小学部の体育科及び中学部の保健体育科の時間はもとより，小学部の家庭科（知的障害者である児童に対する教育を</u>

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
体育科や家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科），中学部の保健体育科や技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）及び特別活動の時間はもとより，各教科，道徳科，外国語活動，総合的な学習の時間及び自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また，それらの指導を通して，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。 （4）学校における自立活動の指導は，障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し，自立し社会参加する資質を養うため，自立活動の時間はもとより，学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に，自立活動の時間における指導は，各教科，道徳科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち，個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して，適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。 3 2の（1）から（4）までに掲げる事項の実現を図り，豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童又は生徒に，生きる力を育むことを目指すに当たっては，学校教育全体並びに各教科，道徳科，外国語活動，総合的な学習の時間，特別活動（ただし，第3節の3の（2）のイ及びカにおいて，特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）及び自立活動の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら，教育活動の充実を図るものとする。その際，児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえつつ，次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。 （1）知識及び技能が習得されるようにすること。 （2）思考力，判断力，表現力等を育成すること。 （3）学びに向かう力，人間性等を涵養すること。	行う特別支援学校においては生活科），中学部の技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科），特別活動，自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また，それらの指導を通して，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。 4 学校における自立活動の指導は，障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し，自立し社会参加する資質を養うため，学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に，自立活動の時間における指導は，各教科，道徳科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち，個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して，適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
4 <u>各学校においては，児童又は生徒や学校，地域の実態を適切に把握し，教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと，教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと，教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して，教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。その際，児童又は生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え，第3節の3の（3）のイに示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を，教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。</u> 第3節 <u>教育課程の編成</u> 1 <u>各学校の教育目標と教育課程の編成</u> <u>教育課程の編成に当たっては，学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ，各学校の教育目標を明確にするとともに，教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際，小学部は小学校学習指導要領の第5章総合的な学習の時間の第2の1，中学部は中学校学習指導要領の第4章総合的な学習の時間の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。</u> 2 <u>教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成</u> （1）<u>各学校においては，児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し，言語能力，情報活用能力（情報モラルを含む。），問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう，各教科等の特質を生かし，教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。</u> （2）<u>各学校においては，児童又は生徒や学校，地域の実態並びに児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し，豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を，教科等横断的な視点で育成していくことができるよう，各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。</u>	

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
のとする。 3 <u>教育課程の編成における共通的事項</u> (1) 内容等の取扱い ア 第2章以下に示す各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動の内容に関する事項は，特に示す場合を除き，いずれの学校においても取り扱わなければならない。 イ 学校において特に必要がある場合には，第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また，第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は，全ての児童又は生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり，学校において特に必要がある場合には，この事項にかかわらず加えて指導することができる。ただし，これらの場合には，第2章以下に示す各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動の<u>目標や内容並びに各学年や各段階</u>，各分野又は各言語の目標や内容（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，外国語科及び外国語活動の各言語の内容）の趣旨を逸脱したり，児童又は生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。 ウ 第2章以下に示す各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動の<u>内容並びに各学年，各段階</u>，各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は，特に示す場合を除き，指導の順序を示すものではないので，学校においては，その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。 エ 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において，学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は，2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては，これらの事項を<u>児童や学校，地域の実態</u>に応じ，2学年間を見通して計画的に指導することとし，特に示す場合を除き，いずれかの学年に分けて，又はいずれの学年においても指導するものとする。	第2 内容等の取扱いに関する共通的事項 1 第2章以下に示す各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動の内容に関する事項は，特に示す場合を除き，いずれの学校においても取り扱わなければならない。 2 学校において特に必要がある場合には，第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また，第2章第1節第1款及び同章第2節第1款において準ずるものとしている<u>小学校学習指導要領第2章及び中学校学習指導要領第2章</u>に示す<u>各教科の内容</u>の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は，全ての児童又は生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり，学校において特に必要がある場合には，この事項にかかわらず指導することができる。ただし，これらの場合には，第2章以下に示す各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動並びに各学年，各分野又は各言語（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，各教科，道徳科，特別活動及び自立活動）の目標や内容の趣旨を逸脱したり，児童又は生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。 3 第2章以下に示す各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動並びに各学年，各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は，特に示す場合を除き，指導の順序を示すものではないので，学校においては，その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。 4 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において，学年の<u>目標及び内容</u>を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は，2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては，これらの事項を<u>地域や学校及び児童の実態</u>に応じ，2学年間を見通して計画的に指導することとし，特に示す場合を除き，いずれかの学年に分けて，又はいずれの学年においても指導するものとする。

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
<u>オ</u> 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては，<u>生徒や学校，地域の実態を考慮して，生徒の特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう，第2章に示す各教科や，特に必要な教科を，選択教科として開設し生徒に履修させることができる。その場合にあっては，全ての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ，選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成し，生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。また，特に必要な教科の名称，目標，内容などについては，各学校が適切に定めるものとする。</u> <u>カ</u> 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部においては，<u>生活，国語，算数，音楽，図画工作及び体育の各教科，道徳科，特別活動並びに自立活動については，特に示す場合を除き，全ての児童に履修させるものとする。また，外国語活動については，児童や学校の実態を考慮し，必要に応じて設けることができる。</u> <u>キ</u> 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては，<u>国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育及び職業・家庭の各教科，道徳科，総合的な学習の時間，特別活動並びに自立活動については，特に示す場合を除き，全ての生徒に履修させるものとする。また，外国語科については，生徒や学校の実態を考慮し，必要に応じて設けることができる。</u> <u>ク</u> 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において，各教科の指導に当たっては，各教科<u>の段階</u>に示す内容を基に，児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に	<u>5</u> 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては，<u>選択教科を開設し，生徒に履修させることができる。その場合，次のとおり取り扱うものとする。</u> (1) <u>地域や学校，生徒の実態を考慮し，すべての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ，選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成すること。</u> (2) <u>選択教科の内容については，課題学習，補充的な学習や発展的な学習など，生徒の障害の状態や特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう各学校において適切に定めること。その際，生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。</u> (3) <u>各学校においては，第2章に示す各教科を選択教科として設けることができるほか，地域や学校，生徒の実態を考慮して，特に必要がある場合には，その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる。その他特に必要な教科の名称，目標，内容などについては，各学校が適切に定めるものとする。</u> <u>6</u> 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては，<u>国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育及び職業・家庭の各教科，道徳科，総合的な学習の時間，特別活動並びに自立活動については，特に示す場合を除き，全ての生徒に履修させるものとする。また，外国語科については，学校や生徒の実態を考慮し，必要に応じて設けることができる。</u> <u>7</u> 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において，各教科の指導に当たっては，各教科<u>（小学部においては各教科の各段階。以下この項において同じ。）</u>に示す内容を基

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。<u>その際、小学部は6年間、中学部は3年間を見通して計画的に指導するものとする。</u> ケ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、<u>生徒や学校、地域の実態</u>を考慮して、特に必要がある場合には、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる。その他特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。その際、第2章第2節第2款の第2に示す事項に配慮するとともに、生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。 コ 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、小学部においては第3章<u>特別の教科道徳</u>において準ずるものとしている小学校学習指導要領第3章<u>特別の教科道徳</u>の第2に示す内容、中学部においては第3章<u>特別の教科道徳</u>において準ずるものとしている中学校学習指導要領第3章<u>特別の教科道徳</u>の第2に示す内容とし、その実施に当たっては、第7節に示す道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。 (2) 授業時数等の取扱い ア 小学部又は中学部の各学年における第2章以下に示す各教科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において、外国語科を設ける場合を含む。以下同じ。）、道徳科、外国語活動（<u>知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、外国語活動を設ける場合を含む。以下同じ。</u>）、総合的な学習の時間、特別活動（学級活動（学校給食に係る時間を除く。）に限る。以下、この項、イ及びカにおいて同じ。）及び自立活動（以下「各教科等」という。）の総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとする。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年	に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。<u>また、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。</u> 8 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、<u>地域や学校、生徒の実態</u>を考慮して、特に必要がある場合には、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる。その他特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。その際、第2章第2節第2款の第2に示す事項に配慮するとともに、生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。 9 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、小学部においては第3章において準ずるものとしている小学校学習指導要領第3章第2に示す内容、中学部においては第3章において準ずるものとしている中学校学習指導要領第3章第2に示す内容とする。 第3 授業時数等の取扱い 1 小学部又は中学部の各学年における第2章以下に示す各教科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において、外国語科を設ける場合を含む。以下同じ。）、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動（学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。以下この項、4及び6において同じ。）及び自立活動（以下「各教科等」という。）の総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとする。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとする。

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
間の授業時数を適切に定めるものとする。 イ 小学部又は中学部の各教科等の授業は，年間35週（小学部第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し，週当たりの授業時数が児童又は生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし，各教科等（中学部においては，特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には，夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め，これらの授業を特定の期間に行うことができる。 ロ 小学部又は中学部の各学年の総合的な学習の時間に充てる授業時数は，児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮して，視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校については，小学部第3学年以上及び中学部の各学年において，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については，中学部の各学年において，それぞれ適切に定めるものとする。 ハ 特別活動の授業のうち，小学部の児童会活動，クラブ活動及び学校行事並びに中学部の生徒会活動及び学校行事については，それらの内容に応じ，年間，学期ごと，月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。 ニ 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は，児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて，適切に定めるものとする。 ホ 各学校の時間割については，次の事項を踏まえ適切に編成するものとする。 (7) 小学部又は中学部の各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は，各学校において，各教科等の年間授業時数を確保しつつ，児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること。 (イ) 各教科等の特質に応じ，10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において，当該教科等を担当する教師が，単元や題材など内容や時間のまとま	4 小学部又は中学部の各教科等の授業は，年間35週（小学部第1学年については34週）以上にわたって行うように計画し，週当たりの授業時数が児童又は生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし，各教科等（中学部においては，特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には，夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め，これらの授業を特定の期間に行うことができる。<u>なお，給食，休憩などの時間については，学校において工夫を加え，適切に定めるものとする。</u> 2 小学部又は中学部の各学年の総合的な学習の時間に充てる授業時数は，児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を考慮して，視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校については，小学部第3学年以上及び中学部において，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については，中学部において，それぞれ適切に定めるものとする。 5 特別活動の授業のうち，小学部の児童会活動及びクラブ活動，<u>中学部の生徒会活動並びに学校行事については，それらの内容に応じ，年間，学期ごと，月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。</u> 3 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は，児童又は生徒の障害の状態に応じて，適切に定めるものとする。 6 小学部又は中学部の各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は，各学校において，児童又は生徒の障害の状態や発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。<u>なお，中学部においては，10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において，当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは，その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。</u>

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
りを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。 <u>(ウ) 給食、休憩などの時間については、各学校において工夫を加え、適切に定めること。</u> <u>(エ) 各学校において、児童又は生徒や学校、地域の実態及び各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できること。</u> キ 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。 <u>(3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項</u> ア 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。 <u>(ア) 各教科等の各学年、各段階、各分野又は各言語の指導内容については、(1) のアを踏まえつつ、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第4節の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。</u> <u>(イ) 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。</u> <u>(ウ) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、児童や学校、地域の実態に応じ、児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。</u> <u>(エ) 小学部においては、児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の障害の状態</u>	7 各学校においては、<u>地域や学校、児童又は生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等</u>に応じて、<u>創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。</u> 8 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。 <u>第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</u> 1 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。 <u>(3) 各教科の各学年、各分野又は各言語の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるなど、効果的な指導ができるようにすること。</u> <u>(1) 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。</u> <u>(2) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、地域や学校及び児童の実態に応じ、その障害の状態や発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。</u> <u>(4) 小学部においては、児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、<u>合科的・関連的な指</u></u>

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
<u>や特性及び心身の発達の段階等並びに指導内容の関連性等を踏まえつつ，合科的・関連的な指導を進めること。</u> <u>(オ) 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において，各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行う場合，各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動に示す内容を基に，児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて，具体的に指導内容を設定するものとする。また，各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には，授業時数を適切に定めること。</u> <u>イ 各教科等の指導に当たっては，個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し，次の事項に配慮しながら，個別の指導計画を作成すること。</u> <u>(ア) 児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して，基礎的・基本的な事項に重点を置くこと。</u> <u>(イ) 児童又は生徒が，基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め，学習内容を確実に身に付けることができるよう，それぞれの児童又は生徒に作成した個別の指導計画や学校の実態に応じて，指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。その際，児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して，個別指導を重視するとともに，グループ別指導，繰り返し指導，学習内容の習熟の程度に応じた学習，児童又は生徒の興味・関心等に応じた課題学習，補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや，教師間の協力による指導体制を確保することなど，指導方法や指導体制の工夫改善により，個に応じた指導の充実を図ること。その際，第4節の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。</u>	導を進めること。 <u>(5) 各教科等の指導に当たっては，個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し，個別の指導計画を作成すること。また，個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し，指導の改善に努めること。</u> (第4の2より移行) <u>(1) 学校のエデュケーション全体を通じて，個に応じた指導を充実するため，個別の指導計画に基づき指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。その際，児童又は生徒の障害の状態や学習の進度等を考慮して，個別指導を重視するとともに，授業形態や集団の構成の工夫，それぞれの教師の専門性を生かした協力的な指導などにより，学習活動が効果的に行われるようにすること。</u>

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
4 <u>学部段階間及び学校段階等間の接続</u> <u>教育課程の編成に当たっては，次の事項に配慮しながら，学部段階間及び学校段階等間の接続を図るものとする。</u> (1) <u>小学部においては，幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより，特別支援学校幼稚部教育要領及び幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し，児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。</u> <u>また，低学年における教育全体において，例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が，他教科等の学習においても生かされるようにするなど，教科等間の関連を積極的に図り，幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に，小学部入学当初においては，幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが，各教科等における学習に円滑に接続されるよう，生活科を中心に，合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など，指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。</u> (2) <u>小学部においては，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領又は中学校学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領又は高等学校学習指導要領を踏まえ，中学部における教育又は中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。</u> (3) <u>中学部においては，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領又は小学校学習指導要領を踏まえ，小学部における教育又は小学校教育までの学習の成果が中学部における教育に円滑に接続され，義務教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を，生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。</u> (4) <u>中学部においては，特別支援学校高等部学習指導要領又は高等学校学習指導要領を踏まえ，高等部における教育又は高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が可能となるよう工夫すること。</u>	

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
<u>第4節 教育課程の実施と学習評価</u> <u>1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善</u> 各教科等の指導に当たっては，次の事項に配慮するものとする。 <u>(1) 第2節の3の（1）から（3）までに示すことが偏りなく実現されるよう，単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら，児童又は生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。</u> <u>特に，各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり，思考力，判断力，表現力等や学びに向かう力，人間性等を発揮させたりして，学習の対象となる物事を捉え思考することにより，各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し，児童又は生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら，知識を相互に関連付けてより深く理解したり，情報を精査して考えを形成したり，問題を見いだして解決策を考えたり，思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。</u> <u>(2) 第3節の2の（1）に示す言語能力の育成を図るため，各学校において必要な言語環境を整え，とともに，国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて，児童又は生徒の言語活動を充実すること。あわせて，（7）に示すとおり読書活動を充実すること。</u> <u>(3) 第3節の2の（1）に示す情報活用能力の育成を図るため，各学校において，コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え，これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また，各種の統計資料や新聞，視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。</u> <u>あわせて，小学部においては，各教科等の特質に応じて，次の学習活動を計画的に実施すること。</u> <u>ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動</u>	<u>2 各教科等の指導に当たっては，次の事項に配慮するものとする。</u> <u>(3) 各教科等の指導に当たっては，児童又は生徒の思考力，判断力，表現力等をはぐくむ観点から，基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに，言語に対する関心や理解を深め，言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え，児童又は生徒の言語活動を充実すること。</u> <u>(10) 各教科等の指導に当たっては，児童又は生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ，その基本的な操作や情報モラルを身に付け，適切かつ主体的，積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに，これらの情報手段に加え，視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。また，児童又は生徒の障害の状態や特性等に即した教材・教具を創意工夫するとともに，学習環境を整え，指導の効果を高めるようにすること。</u>

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
<u>イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動</u> (4) 児童又は生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、<u>計画的に取り入れるよう工夫すること。</u> (5) 児童又は生徒が<u>生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。</u> (6) 児童又は生徒が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、児童又は生徒の興味・関心を生かした<u>自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。</u> (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、<u>児童又は生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童又は生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。</u> 2 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、障害の状態や学習環境等に応じて、指導方法や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにすること。 3 <u>学習評価の充実</u> <u>学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</u> (1) 児童又は生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し、<u>学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善</u>	(7) 各教科等の指導に当たっては、児童又は生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。 (4) 各教科等の指導に当たっては、<u>体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童又は生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。</u> (11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童又は生徒の<u>主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。</u> (9) 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、障害の状態や学習環境等に応じて、指導方法や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにすること。 (12) 児童又は生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に<u>評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。</u>

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
<u>や学習意欲の向上を図り，資質・能力の育成に生かすようにすること。</u> <u>(2) 各教科等の指導に当たっては，個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し，指導目標や指導内容，指導方法の改善に努め，より効果的な指導ができるようにすること。</u> <u>(3) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう，組織的かつ計画的な取組を推進するとともに，学年や学校段階を越えて児童又は生徒の学習の成果が円滑に接続されるよう工夫すること。</u> 第5節 <u>児童又は生徒の調和的な発達の支援</u> 1 <u>児童又は生徒の調和的な発達を支える指導の充実</u> <u>教育課程の編成及び実施に当たっては，次の事項に配慮するものとする。</u> <u>(1) 学習や生活の基盤として，教師と児童又は生徒との信頼関係及び児童又は生徒相互のよりよい人間関係を育てるため，日頃から学級経営の充実を図ること。また，主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと，個々の児童又は生徒の多様な実態を踏まえ，一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により，児童又は生徒の発達を支援すること。</u> <u>あわせて，小学部の低学年，中学年，高学年の学年の時期の特長を生かした指導の工夫を行うこと。</u> <u>(2) 児童又は生徒が，自己の存在感を実感しながら，よりよい人間関係を形成し，有意義で充実した学校生活を送る中で，現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう，児童理解又は生徒理解を深め，学習指導と関連付けながら，生徒指導の充実を図ること。</u>	<u>(5) 教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童生徒理解を深め，生徒指導の充実を図ること。また，中学部においては，生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう，校内の組織体制を整備し，教師間の相互の連携を図りながら，学校の教育活動全体を通じ，計画的，組織的な進路指導を行うこと。その際，家庭及び地域や福祉，労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。</u> <u>(6) 小学部の各教科等の指導に当たっては，児童が学習課題や活動を選択したり，自らの将来について考えたりする機会を設けるなど工夫すること。また，中学部においては，生徒が学校や学級での生活によりよく適応するとともに，現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう，学校の教育活動全体を通じ，ガイダンスの機能の充実を図ること。</u>

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
(3) <u>児童又は生徒が，学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら，社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう，特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて，キャリア教育の充実を図ること。その中で，中学部においては，生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう，学校の教育活動全体を通じ，組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。</u> (4) <u>児童又は生徒が，学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し，もてる能力を最大限伸ばすことができるよう，生涯学習への意欲を高めるとともに，社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。また，生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ，豊かな生活を営むことができるよう，地域のスポーツ団体，文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し，多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。</u> (5) <u>家庭及び地域並びに医療，福祉，保健，労働等の業務を行う関係機関との連携を図り，長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために，個別の教育支援計画を作成すること。</u> (6) <u>複数の種類の障害を併せ有する児童又は生徒（以下「重複障害者」という。）については，専門的な知識，技能を有する教師や特別支援学校間の協力の下に指導を行ったり，必要に応じて専門の医師やその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして，学習効果を一層高めるようにすること。</u> (7) <u>学校医等との連絡を密にし，児童又は生徒の障害の状態等に応じた保健及び安全に十分留意すること。</u> 2 <u>海外から帰国した児童又は生徒などの学校生活への適応や，日本語の習得に困難のある児童又は生徒に対する日本語指導</u> (1) <u>海外から帰国した児童又は生徒などについては，学校生活への適応を図るとともに，外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。</u>	(14) <u>家庭及び地域や医療，福祉，保健，労働等の業務を行う関係機関との連携を図り，長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために，個別の教育支援計画を作成すること。</u> (2) <u>複数の種類の障害を併せ有する児童又は生徒（以下「重複障害者」という。）については，専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に指導を行ったり，必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして，学習効果を一層高めるようにすること。</u> (13) <u>学校医等との連絡を密にし，児童又は生徒の障害の状態に応じた保健及び安全に十分留意すること。</u> (8) <u>海外から帰国した児童又は生徒などについては，学校生活への適応を図るとともに，外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。</u>

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
(2) <u>日本語の習得に困難のある児童又は生徒については、個々の児童又は生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。</u> 3 <u>学齢を経過した者への配慮</u> (1) <u>中学部において、夜間その他の特別の時間に授業を行う課程において学齢を経過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を経過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学部における教育の目的及び目標並びに第2章第2節以下に示す各教科等の目標に照らして、中学部における教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。</u> (2) <u>学齢を経過した者を教育する場合には、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。</u> 第6節 <u>学校運営上の留意事項</u> 1 <u>教育課程の改善と学校評価等，教育課程外の活動との連携等</u> (1) <u>各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成，実施，改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。</u> (2) <u>教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画，学校安全計画，食に関する指導の全体計画，いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるよう留意するものとする。</u> (3) <u>中学部において、教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連が図られるよう留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツ</u>	(15) <u>中学部において、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであ</u>

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
や文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，<u>学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。</u>	り，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，<u>地域や学校の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。</u>
<u>2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携</u> <u>教育課程の編成及び実施に当たっては，次の事項に配慮するものとする。</u>	(第4の1より移行)
<u>(1) 学校がその目的を達成するため，学校や地域の実態等に応じ，教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど，家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また，高齢者や異年齢の子供など，地域における世代を越えた交流の機会を設けること。</u>	<u>(6) 学校がその目的を達成するため，地域や学校の実態等に応じ，家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また，学校相互の連携や交流を図ることに努めること。特に，児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い，社会性や豊かな人間性をはぐくむために，学校のエデュケーション全体を通じて，小学校の児童又は中学校の生徒などとの交流及び共同学習を計画的，組織的に行うとともに，地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。</u>
<u>(2) 他の特別支援学校や，幼稚園，認定こども園，保育所，小学校，中学校，高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに，障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け，共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。</u> <u>特に，小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い，社会性や豊かな人間性を育むために，学校のエデュケーション全体を通じて，小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的，組織的に行うとともに，地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。</u>	
<u>3 小学校又は中学校等の要請により，障害のある児童若しくは生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり，地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするな</u>	<u>(16) 小学校又は中学校等の要請により，障害のある児童，生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり，地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりする</u>

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
ど，各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際，学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに，他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。	など，各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際，学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに，他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。
<u>第7節 道德教育に関する配慮事項</u> 道德教育を進めるに当たっては，<u>道德教育の特質を踏まえ，前項までに示す事項に加え，次の事項に配慮するものとする。</u> 1 各学校においては，<u>第2節の2の（2）</u>に示す道德教育の目標を踏まえ，道德教育の全体計画を作成し，校長の方針の下に，道德教育の推進を主に担当する教師（以下「<u>道德教育推進教師</u>」という。）を中心に，全教師が協力して道德教育を展開すること。なお，道德教育の全体計画の作成に当たっては，児童又は生徒や学校，地域の実態を考慮して，学校の道德教育の重点目標を設定するとともに，道德科の指導方針，<u>第3章特別の教科道德</u>に示す内容との関連を踏まえた各教科，外国語活動，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。 2 小学部においては，児童の障害の状態や特性及び<u>心身の</u>発達の段階等を踏まえ，指導内容の重点化を図ること。その際，各学年を通じて，自立心や自律性，生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また，各学年段階においては，次の事項に留意すること。 <u>（1）</u> 第1学年及び第2学年においては，挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること，善悪を判断し，してはならないことをしないこと，社会生活上のきまりを守ること。 <u>（2）</u> 第3学年及び第4学年においては，善悪を判断し，正しいと判断したことを行うこと，身近な人々と協力し助け合うこと，集団や社会のきまりを守ること。	3 道德教育を進めるに当たっては，次の事項に配慮するものとする。 <u>（1）</u> 各学校においては，<u>第1の2</u>に示す道德教育の目標を踏まえ，道德教育の全体計画を作成し，校長の方針の下に，道德教育の推進を主に担当する教師（以下「<u>道德教育推進教師</u>」という。）を中心に，全教師が協力して道德教育を展開すること。なお，道德教育の全体計画の作成に当たっては，児童又は生徒，<u>学校及び地域の実態</u>を考慮して，学校の道德教育の重点目標を設定するとともに，道德科の指導方針，<u>第3章において準ずるものとしている小学校学習指導要領第3章第2に示す内容又は中学校学習指導要領第3章第2に示す内容</u>との関連を踏まえた各教科，外国語活動，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。 <u>（2）</u> 小学部においては，児童の障害の状態及び発達の段階や<u>特性等</u>を踏まえ，指導内容の重点化を図ること。その際，各学年を通じて，自立心や自律性，生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また，各学年段階においては，次の事項に留意すること。 <u>ア</u> 第1学年及び第2学年においては，挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること，善悪を判断し，してはならないことをしないこと，社会生活上のきまりを守ること。 <u>イ</u> 第3学年及び第4学年においては，善悪を判断し，正しいと判断したことを行うこと，身近な人々と協力し助け合うこと，集団や社会のきまりを守ること。

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
<u>(3)</u> 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。 <u>3</u> 小学部においては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道德教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。 <u>4</u> 中学部においては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学部における道德教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。 <u>5</u> 中学部においては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道德教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。 <u>6</u> 学校の道德教育の全体計画や道德教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道德教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。	<u>ウ</u> 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。 <u>(3)</u> 小学部においては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道德教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。 <u>(4)</u> 中学部においては、生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学部における道德教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。 <u>(5)</u> 中学部においては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道德教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。 <u>(6)</u> 学校の道德教育の全体計画や道德教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道德教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
<u>第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い</u> 1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。 <u>その際、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の当該各学年より後の各学年（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科の当該各段階より後の各段階）又は当該各学部より後の各学部の目標の系統性や内容の関連に留意しなければならない。</u> (1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。 (2) 各教科の各学年の目標及び内容の<u>一部又は全部</u>を、<u>当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部</u>によって、替えることができること。<u>また、道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該各学年より前の学年の内容の一部又は全部によって、替えることができること。</u> (3) <u>視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。</u> (4) <u>中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部</u>を、当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の<u>一部又は全部</u>によって、替えることができること。 (5) <u>中学部の外国語科については、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。</u> (6) <u>幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。</u> 2 <u>知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部に就学する児童のうち、小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者については、小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。</u>	<u>第5 重複障害者等に関する教育課程の取扱い</u> 1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。 (1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。 (2) 各教科及び<u>道徳科</u>の各学年の目標及び内容の<u>全部又は一部</u>を、<u>当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部</u>によって、替えることができること。 (3) <u>中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部</u>を、当該各教科及び<u>道徳科</u>に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の<u>全部又は一部</u>によって、替えることができること。 (4) <u>視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。</u> (5) <u>幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。</u>

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
<u>また，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については，中学校学習指導要領第2章に示す各教科の目標及び内容並びに小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。</u> 3 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち，知的障害を併せ有する者については，各教科の目標及び内容に関する事項の<u>一部又は全部</u>を，当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の<u>一部又は全部</u>によって，替えることができるものとする。<u>また，小学部の児童については，外国語活動の目標及び内容の一部又は全部を第4章第2款に示す知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の外国語活動の目標及び内容の一部又は全部によって，替えることができるものとする。</u>したがって，この場合，小学部の児童については，外国語科及び総合的な学習の時間を，<u>中学部の生徒については，外国語科を設けないことができるものとする。</u> 4 重複障害者のうち，障害の状態により特に必要がある場合には，各教科，道徳科，外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科，外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて，自立活動を主として指導を行うことができるものとする。 5 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して，教員を派遣して教育を行う場合については，<u>上記1から4に示すところ</u>によりすることができるものとする。 6 重複障害者，療養中の児童若しくは生徒又は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童若しくは生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合について，特に必要があるときは，実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。	2 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち，知的障害を併せ有する者については，各教科<u>又は各教科</u>の目標及び内容に関する事項の<u>一部</u>を，当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科<u>又は各教科</u>の目標及び内容の<u>一部</u>によって，替えることができるものとする。<u>なお，この場合，小学部の児童については，外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができるものとする。</u>また，中学部の生徒については，外国語科を設けないことができるものとする。 3 重複障害者のうち，障害の状態により特に必要がある場合には，各教科，道徳科，外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科，外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて，自立活動を主として指導を行うことができるものとする。 4 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して，教員を派遣して教育を行う場合については，<u>上記1から3に示すところ</u>によりすることができるものとする。 5 重複障害者，療養中の児童若しくは生徒又は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童若しくは生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合について，特に必要があるときは，実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
第2章 各教科（略） 第3章 特別の教科 道徳 小学部又は中学部の道徳科の目標，内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては，それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか，次に示すところによるものとする。 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して，強く生きようとする意欲を高め，明るい生活態度を養うとともに，健全な人生観の育成を図る必要があること。 2 各教科，外国語活動，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動との関連を密にしながら，経験の拡充を図り，豊かな道徳的心情を育て，広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において，内容の指導に当たっては，個々の児童又は生徒の知的障害の状態，<u>生活年齢</u>，<u>学習状況及び経験</u>等に応じて，適切に指導の重点を定め，指導内容を具体化し，体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。 第4章 外国語活動 第1款 <u>視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校</u> 小学部における外国語活動の目標，内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては，小学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか，次の事項に配慮するものとする。 1 児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて，指導内容を適切に精選するとともに，その重点の置き方等を工夫すること。 2 指導に当たっては，自立活動における指導との密接な関連を保ち，学習効果を一層高めるようにすること。	第2章 各教科（略） 第3章 特別の教科 道徳 小学部又は中学部の道徳科の目標，内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては，それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか，次に示すところによるものとする。 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して，強く生きようとする意欲を高め，明るい生活態度を養うとともに，健全な人生観の育成を図る必要があること。 2 各教科，外国語活動，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動との関連を密にしながら，経験の拡充を図り，豊かな道徳的心情を育て，広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において，内容の指導に当たっては，個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて，適切に指導の重点を定め，指導内容を具体化し，体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。 第4章 外国語活動 小学部における外国語活動の目標，内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては，小学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか，次の事項に配慮するものとする。 1 児童の障害の状態等に応じて，指導内容を適切に精選するとともに，その重点の置き方等を工夫すること。 2 指導に当たっては，自立活動における指導との密接な関連を保ち，学習効果を一層高めるようにすること。

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
<u>第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校</u> <u>1 目標</u> <u>外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ，外国語や外国の文化に触れることを通して，コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</u> <u>（1）外国語を用いた体験的な活動を通して，日本語と外国語の音声の違いなどに気付き，外国語の音声に慣れ親しむようにする。</u> <u>（2）身近で簡単な事柄について，外国語に触れ，自分の気持ちを伝え合う力の素地を養う。</u> <u>（3）外国語を通して，外国の文化などに触れながら，言語への関心を高め，進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。</u> <u>2 内容</u> <u>〔英語〕</u> <u>〔知識及び技能〕</u> <u>（1）英語の特徴等に関する事項</u> <u>具体的な言語の使用場面や具体的な状況における言語活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。</u> <u>ア 言語を用いてコミュニケーションを図ることの楽しさを知ること。</u> <u>イ 日本と外国の言語や文化について，以下の体験を通して慣れ親しむこと。</u> <u>（イ）英語の歌や日常生活になじみのある語などを聞き，音声やリズムに親しむこと。</u> <u>（イ）外国の生活や行事などに触れ，日本と外国の生活や違いを知ること。</u> <u>〔思考力，判断力，表現力等〕</u> <u>（2）自分の考えや気持ちなどを表現したり，伝えたりする力の素地に関する事項</u> <u>具体的な課題等を設定し，コミュニケーションを行う目的や場面などに応じて表現することを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。</u> <u>ア 身近で簡単な事柄について，注目して見聞きしようとする。</u> <u>イ 身近で簡単な事柄について，相手の働きかけに応じようとする。</u>	

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
(3) <u>言語活動及び言語の働きに関する事項</u> ① <u>言語活動に関する事項</u> (2) に示す事項については，(1) に示す事項を活用して，例えば，次のような言語活動を取り上げるようにする。 ア <u>聞くこと</u> (7) <u>既に経験している活動や場面で，英語の挨拶や語などを聞き取る活動。</u> (4) <u>既に知っている物や事柄に関する語などを聞き，それが表す内容を実物や写真などと結び付ける活動。</u> イ <u>話すこと</u> (7) <u>既に経験している活動や場面で，実物や写真などを示しながら自分の名前や好きなものなどを簡単な語などを用いて伝える活動。</u> (4) <u>既に知っている歌やダンス，ゲームで，簡単な語や身振りなどを使って表現する活動。</u> ② <u>言語の働きに関する事項</u> <u>言語活動を行うに当たり，主として次に示すような言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。</u> ア <u>言語の使用場面の例</u> (7) <u>児童の遊びや身近な暮らしに関わる場面</u> ⑦ <u>歌やダンスを含む遊び</u> ⑧ <u>家庭での生活</u> ⑨ <u>学校での学習や活動 など</u> (4) <u>特有の表現がよく使われる場面</u> ⑦ <u>挨拶</u> ⑧ <u>自己紹介 など</u> イ <u>言語の働きの例</u> (7) <u>コミュニケーションを円滑にする</u> ⑦ <u>挨拶をする</u> (4) <u>気持ちを伝える</u> ⑦ <u>礼を言う など</u> 3 <u>指導計画の作成と内容の取扱い</u> (1) <u>外国語活動においては，言語やその背景にある文化に対する関心をもつよう指導するとともに，外国語による聞くこと，話すことの言語活動を行う際には，英語を取り扱うことを原則とすること。</u> (2) <u>指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。</u>	

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
ア <u>単元や題材など，内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，具体的な課題等を設定し，児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ，コミュニケーションのよさを感じながら活動を行い，英語の音声や語などの知識を，二つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。</u> イ <u>外国語活動の指導を行う場合は，第3学年以降の児童を対象とし，国語科の3段階の目標及び内容との関連を図ること。</u> ウ <u>2の内容のうち，主として言語や文化に関する内容の指導については，コミュニケーションに関する内容との関連を図るようにすること。その際，言語や文化については体験的な理解を図ることとし，指導内容が必要以上に細部にわたったり，形式的になったりしないようにすること。</u> エ <u>指導内容や活動については，児童の興味や関心に合ったものとし，国語科や音楽科，図画工作科などの他教科等で児童が学習したことを活用するなどの工夫により，指導の効果を高めるようにすること。</u> オ <u>授業を実施するに当たっては，ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等，指導体制の充実を図るとともに，指導方法を工夫すること。</u> カ <u>音声を取り扱う場合には，視聴覚教材を積極的に活用すること。その際，使用する視聴覚教材は，児童，学校及び地域の実態を考慮して適切なものとする。</u> キ <u>第1章総則の第2節の2の（2）に示す道徳教育の目標に基づき，道徳科などとの関連を考慮しながら，第3章特別の教科道徳に示す内容について，外国語活動の特質に応じて適切な指導をすること。</u> <u>（3）2の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。</u> ア <u>外国語でのコミュニケーションにおいては，児童の発達の段階を考慮した表現を用い，児童にとって身近なコミュニケーションの場を設</u>	

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
<u>定すること。</u> <u>イ 外国語でのコミュニケーションにおいては、聞くこと、話すことに関する言語活動を中心とし、文字については、児童の学習負担に配慮しつつ、音声によるコミュニケーションを補助するものとして取り扱うこと。</u> <u>ウ 言葉によらないコミュニケーションの手段もコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、ジェスチャーなどを取り上げ、その役割を理解することができるようにすること。</u> <u>エ 外国語活動を通して、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めることができるようにすること。</u>	
第5章 総合的な学習の時間 小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。 1 児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。 3 <u>知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部において、探求的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。</u>	第5章 総合的な学習の時間 小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。 1 児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
第6章 特別活動 小学部又は中学部の特別活動の目標，各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか，次に示すところによるものとする。 1 学級活動においては，適宜他の学級や学年と<u>合同で行う</u>などして，少人数からくる種々の制約を解消し，活発な集団活動が行われるようにする必要があること。 2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い，社会性や豊かな人間性を<u>育む</u>ために，集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり，地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際，児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して，活動の種類や時期，実施方法等を適切に定めること。 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において，内容の指導に当たっては，個々の児童又は生徒の知的障害の状態，<u>生活年齢，学習状況及び経験等</u>に応じて，適切に指導の重点を定め，具体的に指導する必要があること。 第7章 自立活動 第1 目標 個々の児童又は生徒が自立を目指し，障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識，技能，態度及び習慣を養い，もって心身の調和的発達の基盤を培う。 第2 内容 1 健康の保持 (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する<u>こと。</u> (5) 健康状態の維持・改善に関すること。	第6章 特別活動 小学部又は中学部の特別活動の目標，各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか，次に示すところによるものとする。 1 学級活動においては，適宜他の学級や学年と<u>合併する</u>などして，少人数からくる種々の制約を解消し，活発な集団活動が行われるようにする必要があること。 2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い，社会性や豊かな人間性を<u>はぐくむ</u>ために，集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり，地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際，児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して，活動の種類や時期，実施方法等を適切に定めること。 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において，内容の指導に当たっては，個々の児童又は生徒の知的障害の状態<u>や経験等</u>に応じて，適切に指導の重点を定め，具体的に指導する必要があること。 第7章 自立活動 第1 目標 個々の児童又は生徒が自立を目指し，障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識，技能，態度及び習慣を養い，もって心身の調和的発達の基盤を培う。 第2 内容 1 健康の保持 (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 健康状態の維持・改善に関すること。

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
2 心理的な安定 (1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。 3 人間関係の形成 (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。 4 環境の把握 (1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性<u>についての理解と</u>対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況<u>についての把握と状況に応じた行動</u>に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。 5 身体の動き (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。 6 コミュニケーション (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。	2 心理的な安定 (1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。 3 人間関係の形成 (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。 4 環境の把握 (1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性<u>への</u>対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。 5 身体の動き (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。 6 コミュニケーション (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。
第3 <u>個別の指導計画</u>の作成と内容の取扱い 1 自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の<u>状態や特性及び心身の発達</u>の段階等の的確な把握に基づき、<u>指導すべき課題</u>を明確にすることによって、<u>指導目標及び指導内容を設定</u>し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2に示す内容の中からそれぞれに必要と	第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の<u>状態や発達</u>の段階等の的確な把握に基づき、<u>指導の目標及び指導内容</u>を明確にし、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
する項目を選定し，それらを相互に関連付け，具体的に指導内容を設定するものとする。 2 個別の指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。 (1) 個々の児童又は生徒について，障害の状態，発達や経験の程度，興味・関心，生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。 (2) <u>児童又は生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。その際，これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら，長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し，それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。</u> (3) 具体的な指導内容を設定する際には，以下の点を考慮すること。 ア 児童又は生徒が，興味をもって主体的に取り組み，成就感を味わうとともに自己を肯定的に<u>捉える</u>ことができるような指導内容を取り上げること。 イ 児童又は生徒が，障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。 ウ 個々の児童又は生徒が，<u>発達の遅れている側面を補うために，発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容</u>を取り上げること。 エ 個々の児童又は生徒が，活動しやすいように自ら環境を整えたり，必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。 オ <u>個々の児童又は生徒に対し，自己選択・自己決定する機会を設けることによって，思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。</u> カ <u>個々の児童又は生徒が，自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し，取り組めるような指導内容を取り上げること。</u> (4) 児童又は生徒の学習状況や結果を適切に評価し，個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。	指導内容を設定するものとする。 2 個別の指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。 (1) 個々の児童又は生徒について，障害の状態，発達や経験の程度，興味・関心，生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。 (2) <u>実態把握に基づき，長期的及び短期的な観点から指導の目標を設定し，それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げる</u>こと。 (3) 具体的に指導内容を設定する際には，以下の点を考慮すること。 ア 児童又は生徒が興味をもって主体的に取り組み，成就感を味わうとともに自己を肯定的に<u>とらえる</u>ことができるような指導内容を取り上げること。 イ 児童又は生徒が，障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。 ウ 個々の児童又は生徒の<u>発達の進んでいる側面を更に伸ばすこと</u>によって，<u>遅れている側面を補うことができるような指導内容</u>も取り上げること。 エ 個々の児童又は生徒が，活動しやすいように自ら環境を整えたり，必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げること。 (4) 児童又は生徒の学習の状況や結果を適切に評価し，個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。

新（平成 29 年告示）	旧（平成 21 年告示，平成 27 年一部改正）
<u>(5) 各教科，道徳科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動の指導と密接な関連を保つようにし，計画的，組織的に指導が行われるようにするものとする。</u> 3 個々の児童又は生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し，意欲的な活動を促すようにするものとする。 4 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては，全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を，個々の児童又は生徒の実態に応じて設定し，系統的な指導が展開できるようにするものとする。<u>その際，個々の児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指すように努めるものとする。</u> 5 自立活動の指導は，専門的な知識や技能を有する教師を中心として，全教師の協力の下に効果的に行われるようにするものとする。 6 児童又は生徒の障害の状態等により，必要に応じて，専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして，適切な指導ができるようにするものとする。 7 <u>自立活動の指導の成果が進学先等でも生かされるように，個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図るものとする。</u>	3 指導計画の作成に当たっては，各教科，道徳科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動の指導と密接な関連を保つようにし，計画的，組織的に指導が行われるようにするものとする。 4 個々の児童又は生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し，意欲的な活動を促すようにするものとする。 5 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては，全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を，個々の児童又は生徒の実態に応じて設定し，系統的な指導が展開できるようにするものとする。 6 自立活動の<u>時間における</u>指導は，専門的な知識や技能を有する教師を中心として，全教師の協力の下に効果的に行われるようにするものとする。 7 児童又は生徒の障害の状態により，必要に応じて，専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして，適切な指導ができるようにするものとする。